キッズコート大和田保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設設置主体・運営主体

（設置主体）

名　　称	社会福祉法人　松福会
所　在　地	大阪市西淀川区大和田２－５－１１
電話番号	０６－６４７７－６５６５
代表者氏名	理事長　松井　侯乃輔

（運営主体）

名　　称	社会福祉法人　松福会
所　在　地	大阪市西淀川区大和田２－５－１１
電話番号	０６－６４７７－６５６５
代表者氏名	理事長　松井　侯乃輔

２　利用施設

施設の種類	保育園
施設の名称	キッズコート大和田保育園
施設の所在地	大阪市西淀川区大和田５－２－３３
連絡先	電話番号：06-6473-5421 F　A　X：06-6473-5421
施設長	園長　西尾　篤
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	０歳児　６人　　１歳児　１８人 ２歳児　１８人　　３歳児　３０人 ４歳児　３０人　　５歳児　３０人
利用定員	満３歳以上の児童　５６人 満１歳以上満３歳未満の児童　２８人 満１歳未満の児童　６人
開設年月日	昭和 42 年 7 月 1 日
事業所番号	２７１００５１０００３１５

３　施設の目的・運営方針

キッズコート大和田保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

４　当園における施設・設備等の概要

(1)　施　設

敷　地		８９５．０２㎡
園　舎	構　造	鉄骨造・２階建
	延べ面積	５２６．０８㎡
園　　庭		地上園庭　　３６２．６８㎡

(2)　主な設備

設備	部屋数	備　　考
保育室	５室	ひよこ・りす組（満０．１歳児クラス）、うさぎ組（満２歳児クラス）、ぱんだ組（満３歳児クラス）、きりん組（満４歳児クラス）、らいおん組（満５歳児クラス）について各１室
調理室	１室	

５　提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)　特定教育・保育及び延長保育の提供

下記８に記載する時間において、保育を提供します。

(2)　障がい児保育

障がいのある子どももない子どもも、地域や保育園で育ちあう保育をすすめています。

(3)　地域交流活動

保育園の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4)　子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：月曜日～金曜日　午前９時から午後２時 》

６　職員の職種、職員数及び職務の内容　　令和７年４月16日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	１人	１人		
主任保育士	園長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	１人	１人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	１３人	１１人	２人	
看護師	乳児保育、全園児の健康管理をつかさどる	１人	１人		
栄養士	児童の発達段階応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	２人	１人	１人	
調理員（上記栄養士を含む）	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	３人	３人	人	
事務員	事務処理等をつかさどる	１人	１人		
保育補助	朝・夕の短時間、保育補助として児童の保育をつかさどる	２人	人	２人	
嘱託医	年に２回の内科検診及び相談、年に１回の歯科検診及び相談	２人	２人	人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年３月30日大阪市条例第49号。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、8時間00分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、8時間00分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、8時間00分
看護師	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、8時間00分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～17：30）のうち、8時間00分
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～17：30）のうち、8時間00分
事務員	正規の勤務時間帯（8：45～17：45）のうち、8時間00分

※　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

７　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

８　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から８時まで又は 16 時から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

９　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育園において調理を行います。(調理業務は(株)JFS へ業務委託しています。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	14 時 30 分頃	
１歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	14 時 30 分頃	
２歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	14 時 30 分頃	
３歳児		11 時 15 分頃	15 時 00 分頃	
４歳児		11 時 30 分頃	15 時 00 分頃	
５歳児		11 時 40 分頃	15 時 00 分頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※　食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	２人	１人	１人	

10　利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第１階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

11　利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)　内科

医療機関の名称	医療法人　松仁会　大和田診療所
医　院　長　名	山本　佳弘
所　　在　　地	大阪市西淀川区大和田６－１３－４８
電　話　番　号	０６‐６４７３－０２１２

(2)　歯科

医療機関の名称	医療法人　松徳会　松徳会歯科医院
医　院　長　名	中村　元一
所　　在　　地	大阪市西淀川区大和田５－１－１２
電　話　番　号	０６－６４７５－８２１９

14　緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・その他、カーテン等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

16　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)　職員に対して虐待防止研修を実施

(2)　虐待防止マニュアルの作成、運用

17　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　園長　西尾　篤、主任　横﨑　文 ・ご利用時間　９時００分　～　１８時００分 ・電話番号　０６－６４７３－５４２１ ・ＦＡＸ　０６－６４７３－５４２１ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

第三者委員	小野　佳彦	電話番号　０６－６２０１－１１１１
		社会保険労務士
	黒岩　隆大	電話番号　０６－６４７３－４９１２
		香蓑連合舟入振興町会　会長

18　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	年額３７５円（法人負担 165 円、保護者負担 210 円）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

19　児童の利用状況（毎年度５月１日現在）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
０歳児	6 人	6 人	6 人
１歳児	18 人	12 人	12 人
２歳児	16 人	17 人	17 人
３歳児	20 人	19 人	19 人
４歳児	20 人	21 人	21 人
５歳児	22 人	21 人	21 人
合計	102 人	96 人	96 人

20　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和２年度受審	おおむね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	非公開

21　子ども・子育て支援法第 39 条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

公表・公示案件はありません。

22　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容		金額	対象クラス
主食費			月額 1,100 円	3・4・5 歳クラスのみ
副食費			月額 4,500 円	3・4・5 歳クラスのみ
被服費	サンガード付帽子		1050 円	
教材費	のり		180 円	
〃	パステル		570 円	
〃	はさみ		430 円	
〃	ねんどベラ		180 円	
〃	名札		100 円	
〃	ねんど		330 円	
〃	ねんどケース		255 円	
〃	ダブルマーカー8 色		700 円	
〃	ピアニカ		5750 円	
〃	雑費袋		95 円	
〃	氏名ゴム印		150 円	
〃	道具入れカゴ		110 円	
〃	メッシュケース		110 円	
〃	出席ノート		180 円	
〃	れんらくちょう		570 円	190@3（1 年分）
〃	けんこうてちょう		180 円	6 年間使用
行事費	春の遠足	交通費・入場料など	300 円程度	3・4・5 歳クラス
〃	プラネタ遠足	交通費・入場料など	200 円程度	5 歳児クラス
〃	秋の遠足	交通費・入場料など	500 円程度	3・4・5 歳クラス
〃	おわかれ遠足	交通費・入場料など	200 円程度	5 歳クラスのみ
〃	夏祭り	景品代	300 円程度	
〃	クリスマス会	プレゼント	1000 円程度	
その他	写真		60 円/1 枚	
	卒園アルバム		5000 円程度	5 歳クラスのみ

※被服費、教材費については入園年齢や進級クラスにより購入品が変わります。
「用品申込書」でご確認下さい。

※行事費につきましては、遠足の行き先で金額が変わります。

※遠足につきましては、回数が増える場合があります。その場合は事前にお知らせいたします。

※副食費免除について：年収約 360 万円未満世帯、第 3 子以降の子どもに該当する場合は
副食費の支払いが免除されます。該当される方は主食費 1,100 円のみ負担となります。

２　時間外保育に係る利用者負担

（1）保育短時間認定児童の利用分

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">所得区分</td><td>1時間まで</td><td>2時間まで</td><td>2時間超</td></tr>
<tr><td rowspan="4">月額制</td><td colspan="2">市民税課税世帯</td><td>2,900円/月</td><td>5,900円/月</td><td>6,800円/月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税
非課税世帯</td><td>その他世帯</td><td>1,000円/月</td><td>2,000円/月</td><td>2,300円/月</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等</td><td rowspan="2">0円/月</td><td rowspan="2">0円/月</td><td rowspan="2">0円/月</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護世帯</td></tr>
<tr><td>日額制</td><td colspan="2">－</td><td>300円/日</td><td>600円/日</td><td>700円/日</td></tr>
</table>

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と在宅障がい児（者）世帯

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（８時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を発行します。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：キッズコート大和田保育園
説明者職名：主任　横﨑　文

私は、本書面に基づいてキッズコート大和田保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については，以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう，修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

・他の保育園等へ転所する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において，他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において，病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

キッズコート大和田保育園

令和　　年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：

児童から見た続柄：